令和８年度

市　政　執　行　方　針

名　　寄　　市

はじめに　・・・

令和８年第２回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

令和８年度の市政執行にあたり、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取り巻く環境が財政状況を含め一層厳しさを増している中、私は本市の強みを活かし、「暮らしやすいまち」と実感できるよう、着実に取組を進めてまいります。

市政推進の基本的な考え方

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

本年は、令和９年４月からを計画期間とする「第３次名寄市総合計画」について、これまでの議論を集約し、計画を完成させる極めて重要な年となります。人口減少という現実を直視し、限られた財源をいかに効率的に配分するかという「持続可能な名寄市の将来像」を、市民の皆様とともに創り上げてまいります。

一方で、依然として厳しい財政状況や物価高騰が続く今こそ、聖域

なき事務事業の見直しと徹底した行財政改革を断行し、強固な財政基盤を再構築しなければなりません。民間出身としての視点や培ってきた人脈を最大限に活用し、公約に掲げた「未来をひらく人づくり」「地域の強みを活かす産業・しごと創出」「安全安心で快適な暮らしの基盤創造」「未来を支える持続可能な市政運営」の４つの柱に基づき、本年度取り組むべき優先課題を「停滞なき実行」の精神で力強く推進してまいります。

５期目の初年度となる令和８年度は、これまでの取組を完成に導き、新たな８年を創る第３次総合計画へと確実につなぐ期間です。

議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともに名寄市の輝かしい未来を切り拓いてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、第３次総合計画の策定について申し上げます。

令和９年度から始まる第３次総合計画の策定にあたっては、ウェルビーイングアンケートやワークショップ、名寄市立大学や名寄高

等学校などへのアウトリーチで得られた意見を参考に、本市の将来像を描いてまいります。

また、これまでに得られた市民意見を総合計画審議会における議論に反映させることで、市民と行政の協働による「市民主体のまちづくり」を目指すとともに、人口減少抑制を主眼とする地方版総合戦略としても位置づけ、一体的な計画となるよう策定してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」の基本となる町内会については、加入率の低下や役員の担い手不足などの課題に対する支援を行うとともに、地域連携事業による地域コミュニティの活性化に取り組んでまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

名寄市広報基本方針に基づき、ターゲット層に応じた効果的・効率的な媒体の活用に加え、情報の受け手に配慮した分かりやすく伝える工夫を徹底することで、より「伝わる広報」の推進に努めてまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

人権については、多様性が尊重され誰もが活躍でき安心して暮らすことができるよう、関係機関などとの連携による各種啓発活動を推進してまいります。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、パネル展示などの啓発活動や、セミナーの開催など、第３次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、さまざまな取組を進めてまいりました。計画の進捗状況を検証するとともに、次期計画の策定を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、名寄市ＤＸ推進計画に基づき、市民サービスのオンライン化の拡充をはじめ、計画に掲げる事業の実装を進めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、これまでの進捗状況や成果、課題を整理・検証した上で、本市が目指す姿と基本方針を示す「Ｄ

Ｘビジョン（仮称)」の策定を進めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流において、人的交流や特産品販売などさまざまな事業を通じて、互いの地域の魅力を発信し、相互交流による地域の活性化を推進してまいります。

本年度、鶴岡市とは、姉妹都市盟約 30 周年を迎えることから、名寄・藤島交流友の会とともに訪問事業を計画しています。

ふるさと会については、本市の情報提供や会員拡大への支援などにより、各会の活動の充実が図られるよう支援してまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイからの交換学生の受入をはじめ、グローバル人材の育成や両市の交流の深化に向けた取組を支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生や高校生の派遣、教育旅行受入などの日台青少年交流のほか、名寄高等学校と台湾・鳳新（ほうしん）高校の姉妹校締結、台湾国立中山大学との多様な交流により、国際感覚豊かな青少

年の育成と交流人口の拡大に努めてまいります。

外国人支援事業については、にほんごひろばおよび日本語教室の開催を継続し、ニーズに応じたきめ細やかな対応により、生活や日本語能力試験に必要な日本語習得を支援してまいります。

また、地域住民とのコミュニケーションを深め、ともに安心して暮らすことができる環境づくりを進めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、移住希望者への情報発信や移住体験ツアーの受入、移住者同士の交流の場づくりを推進し、関係団体と連携しながら移住の促進および関係人口の創出に取り組んでまいります。

また、市内外へ行政情報や本市の魅力を積極的に発信し、本市の認知度向上を図るとともに市民の皆様の郷土愛の醸成に取り組んでまいります。

広域行政の推進

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とした13の市町村で形成する「北・北海道中央圏域定住自立圏」においては、医療、介護、産業振興、防災など広域連携事業の推進をはじめ、圏域全体で必要な生活機能の確保を図ってまいります。

また、圏域全体で深刻化する人手不足対策など共生ビジョンの見直しを行い、近隣自治体と連携した課題解決を進めてまいります。

健全な財政運営

次に、健全な財政運営について申し上げます。

本市の多くの公共施設は老朽化が進行しています。そのため、人口減少や市民ニーズの変化、また、施設用途の類似性、さらには、財政状況などさまざまな課題を踏まえ、これからの本市の公共施設のあり方の基本となるべく名寄市公共施設等総合管理計画の見直しを行ってまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

第2次名寄市行財政改革推進基本計画およびその具体化を図る実

施計画に基づき、前例にとらわれない事業の見直しや業務の効率化を進め、成果目標の達成に向け取組を進めてまいります。

また、複雑・多様化する行政課題に対応するため人材の育成・確保に努め、持続可能な行政運営の実現を目指してまいります。

恒久平和を願って

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市では非核平和都市宣言の趣旨に基づき、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を通じて、戦争のない世界平和と核兵器廃絶を目指した取組を進めてまいりました。

また、これまでの取組内容をホームページに掲載するなど、情報発信を行うことで、恒久平和を願う心や平和の尊さを市民の皆様と共有してきました。

今後も、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして掲げ、幅広い平和推進事業に取り組んでまいります。

自衛隊の体制維持・強化の推進

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、これまで各種要望活動を行ってまいりました。

引き続き、国の動向を注視しながら、関係機関との連携を深め、自衛隊の体制維持・強化に取り組んでまいります。

“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第３次)」に基づき事業を推進するとともに、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

母子保健対策の推進については、子育て世代包括支援センター事業を中心に、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる

よう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

感染症対策の推進については、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本年４月から定期接種化されたＲＳウイルス母子免疫ワクチンの情報提供を速やかに行い、希望する方が接種できる体制整備に向けた取組を進めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に基づき、地域住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の充実を図ってまいります。

市立総合病院においては、主に担うことになる救急および急性期医療に加え、周産期や小児、精神科医療などの提供体制を維持するため、関係医療機関と連携を強化しながら持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

併せて、令和８年度診療報酬改定への対応、経営コンサルの活用によるベッドコントロールの最適化、人間ドックの拡充などの増収

策と、医療機器更新時期の適正化、医療ＤＸの活用による効率的な働き方の推進など経費削減策を実施し、経営状況の改善を図ります。

東病院においては、現在の敷地や建物を活用しながら、必要な機能の再整備を段階的に進めるため、設備などの状況調査を含めた改修に向けた設計を検討してまいります。今後も指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な病院運営に努め、慢性期医療を担う病院としての機能を維持してまいります。

また、令和５年度に策定した「名寄市病院事業経営強化プラン」については、昨今の人件費・物価の高騰などにより、実態と計画の乖離が大きくなっています。全国的な公立病院の経営悪化を受け時限的に措置された病院事業債（経営改善推進事業）の借入要件となる「経営改善計画」の策定に合わせて見直しを図ってまいります。

圏域内の医療機関のあり方がさらに変化していくことが予測されます。新たな地域医療構想の進展を注視しながら地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構による事業を推進し、地域から求められる医療の実現に向けて取り組んでまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援ニーズを踏まえ、第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた事業を着実に推進し、子どもと子育て世代を支える取組を進めてまいります。

課題である待機児童解消に向けては、保育の質向上に取り組む中で、本市の保育の魅力をＰＲし、保育士などの確保に努めるとともに、民間施設との連携を強化してまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

第3期名寄市地域福祉計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、すべての市民が互いに支えあう「自立と共生」の地域社会づくりに向け、地域や福祉にかかわる皆様との連携のもと、さらなる推進に努めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係機関や各種団体などとの協働・連携のもと、地域共生社会の実現に向け、次期計画の策定を進めてまいります。

高齢者施策の推進

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

名寄市第９期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組んでまいります。

また、同計画が最終年度となることから、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体などの協力をいただきながら、次期計画の策定を進めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータなどを活用し、地域の健康課題の分析を行い、フレイル予防の普及啓発や健康教育・相談、生活機能向上の支援などを関係機関と連携して進めてまいります。

認知症施策の推進については、認知症の方とそのご家族を支える認知症サポーターの養成講座や、認知症カフェの定期開催を継続し、認知症当事者の思いを知り、認知症への正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた地域づくりの契機となるよう取組を進めてまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者や障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第3次名寄市障がい者福祉計画および第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、障がい福祉実施計画と障がい児福祉実施計画が最終年度となることから、障がい福祉行政およびサービス提供体制に関する検討を行い、次期計画の策定を進めてまいります。

基幹相談支援センターについては、障がいに関するさまざまな相談に対応し、名寄市障害者自立支援協議会や障がい福祉施設などの関係機関と連携しながら、地域の相談支援体制を強化し、障がい者の権利擁護や理解啓発を推進してまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、定住自立圏共生ビジョンにおける地域生活支援拠点などの仕組みを活用し、切れ目ない支援を提供してまいります。

障がい児福祉の充実については、発達の遅れや障がいのある児童とそのご家族が、身近な地域で適切な支援が受けられる体制づくり

を進めてまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険については、令和12年度の北海道内における保険料水準の統一に向け、税率改定などを行いながら健全な運営に努めてきました。

今後も、加入者負担に配慮しつつ国民健康保険財政の安定と持続可能な運営を図るため、財政見通しや運営協議会の意見を踏まえて取り組むとともに、国や北海道に対し、確実な財政支援や市町村負担の軽減などを引き続き求めてまいります。

“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”

環境との共生

次に、環境との共生について申し上げます。

ゼロカーボンの推進については、気候変動が深刻化する中、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、「地球温暖化対策実行計画」に基づく二酸化炭素排出量の削減を市民・事業者・行政が一体となっ

て推進できるよう、市民の皆様の意識向上と機運の醸成に努めてまいります。さらに、本年度からは市内公共施設４施設において再生可能エネルギーの導入を開始し、脱炭素化に向けた具体的な取組を進めてまいります。

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、適正なごみ分別方法の周知啓発や再生資源集団回収事業をはじめとする再資源化などの取組を推進してまいります。

また、市民との協働による清掃週間や不法投棄防止の取組のほか、効率的なごみの収集・処理事業を推進してまいります。

名寄地区衛生施設事務組合が整備を進めている名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」が令和９年４月から稼働を予定していることや、プラスチック容器とプラスチック製品を一括してリサイクルする取組を進めていることから、市民向けの説明会や新たなごみ分別ガイドブックの作製、配布など丁寧な周知活動を進めてまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

昨年は岩手県大船渡市などで大規模な林野火災が相次いで発生しました。

また、トカラ列島近海を震源とする地震の頻発、大雨などの災害に見舞われ多くの人的・物的被害が生じており、消防の果たすべき役割は増大しています。

こうした大規模災害の頻発に鑑み、災害に強い消防庁舎のあり方について検討を進めてまいります。

消防団については、新入団員の獲得や技術の伝承を継続し地域防災力の充実強化に努めてまいります。

また、昨年度、日本消防協会の消防団防災学習・災害活動車両交付事業で交付いただいた車両および防災学習用資機材の有効利用を図り、地域イベントなどへの出展を計画してまいります。救急需要の増大や災害の多様化・甚大化に対応するため、各種研修および訓練を通して消防隊員・救急隊員の専門能力と判断力の向上を図り、組織としての即応力・安全管理能力を強化し、消防・救急体制の強化に努めて

まいります。

住宅防火安全対策については、住宅火災による被害軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置促進および適切な維持管理の徹底をはじめ、安全装置付き暖房機器や調理器具の普及、住宅用消火器の設置促進などの対策を推進してまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

激甚化・頻発化する自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組とともに、関係機関と連携した防災・減災活動を推進してまいります。

さらに、自助および地域の共助力向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援および防災リーダーの育成に努め、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

また、全国瞬時警報システム受信機を更新し、国からの情報受信手段を確実に整備してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない安全な交通社会を実現するため、名寄市交通安全計画（第 11 次）に基づき官民一体となった交通安全思想の普及や啓発活動などに取り組んでまいりました。引き続き官民一体の取組を継続するとともに、これまでの施策の進捗状況を検証したうえで次期計画の策定を進めてまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、関係機関・団体や地域住民との情報共有と協力を基盤に、防犯対策の強化および啓発活動を推進してまいります。

また、空き家対策については、第 2 次名寄市空家等対策計画に基づき、所有者などの当事者意識を高めるための啓発活動や適切な対策の実施に向けた取組を進めるとともに、次期計画の策定を進めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

デジタル化の進展とともに匿名・流動型犯罪グループによる詐欺犯罪が急増しています。巧妙化する還付金詐欺等、消費者被害を防止するため出前講座をはじめとする啓発活動を積極的に展開してまいります。

また、消費者の利益を守るため、社会のニーズに応じた相談体制の整備に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅については、今後の住宅のあり方を見据えた適正なストック管理を推進するため、現計画を更新する「名寄市公営住宅等長寿命化計画」の策定に着手してまいります。

本年度は、緑丘第1団地4号棟の長寿命化改修工事を行うとともに、既存団地についても計画的な修繕を通じて、安全・安心な住環境の確保と管理の最適化に努めてまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

本市のまちなか、名寄駅前周辺エリアについては、人口減少や暮らし方の変化により、近年は寂しい状況が続いています。しかしながら、暮らしを支える商店や施設、公共交通、そして人と人のつながりを生み出す場が集まっており、「名寄らしい日常」を育む可能性が今もなお残されています。

その再生の第一歩として、このたび「名寄まちなか未来宣言」を公表しました。まずは着手可能な事業から取組を進め、市民の皆様が集う密度の高いエリアを構築していきたいと考えています。これからもこの宣言の実現に向け、市民の皆様や民間事業者の皆様と連携し、取組を進めてまいります。

上水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として5路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業およ

び浄水場設備の更新を行ってまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

また、し尿および浄化槽汚泥の共同処理に向けて基本設計を行い事業を進めてまいります。

個別排水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽 10 基の設置工事を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線については、社会資本整備総合交付金により整備を進めている北 3 丁目通、東 2 条通の 2 路線の整備を行うとともに、新規路線の事業着手に向け、国への予算要望に努めてまいります。

また、市単独費による整備については、舗装路面の老朽化が進行している東 5 号線、風連 26 線の 2 路線の舗装改築工事を行い、安全な

道路空間の確保に努めてまいります。

さらに、橋梁の整備については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、御料四線橋を含む6橋の修繕工事および53橋の近接目視点検を行い、引き続き利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

市道の除排雪については、新雪除雪のほか、積上げ除雪や幹線道路の複数回の排雪とともに交差点のカット排雪を実施し、冬季における安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

また、除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や排雪ダンプ助成事業、市道および私道除排雪助成事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、引き続き市民の皆様との協働による除排雪事業を推進し、さらなる満足度の向上を目指してまいります。

地域公共交通

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、国から北海道旅客鉄道株式会社への監督命令に

基づき、令和８年度末までに宗谷本線を含む８線区の抜本的な改善方策が取りまとめられることとなっています。

本市としては、引き続き、宗谷本線の維持存続に向けた利用促進やコスト削減の取組を推進するとともに、関係機関との丁寧な議論を重ね、宗谷本線活性化推進協議会として一体となった取組や協議を進めてまいります。

路線バスやデマンドバスなどについては、将来にわたる持続可能な公共交通の実現に向け、名寄市地域公共交通活性化協議会において、本市に適した交通体系の構築に努めてまいります。

“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

第２次名寄市農業・農村振興計画については、本年度最終年度となることから、地域の特色を活かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、次期計画の策定を進めてまいります。

米政策については、水田政策を見直す方針が示されていることから、国の動向を注視し、各関係機関と連携し対応してまいります。

農業振興センターについては、地域の作付け体系や農業者ニーズの変化に伴い、その役割も大きく変化していることから、今後のあり方について検討してまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

労働力確保対策については、道北なよろ農業協同組合と連携し、引き続き法人設立支援や情報提供などに努め、地域における中核的な担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

農地の流動化については、地域計画に基づき計画的な農地集積が図られるよう、農業委員会と連携しながら、取組を推進してまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農者の育成については、後継者が安定した経営を継承できるよう、道北なよろ農業協同組合と連携し支援するとともに、支援内容の検証に取り組んでまいります。

新規参入による就農者の確保については、地域おこし協力隊制度を活用した募集活動を行い、農家研修を基本に新規就農者支援チー

ムおよび集落支援員の指導などにより、育成を図ってまいります。また、独立就農や雇用就農など多様な形態による新規就農につながるよう取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産については、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、捕獲による被害防止の取組と担い手の育成に取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、市民への出没情報の提供や電気柵の設置による被害防止を呼びかけるとともに、ゾーニング管理と緊急銃猟制度を連動させて運用し、安全性の確保と生態系への配慮などを踏まえ、関係機関と連携し、対策に取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、第４次名寄市食育推進計画の検証を行いながら、食と生産現場とのつながりを身近に感じられる、地域の恵まれ

た環境を活かした取組を進めてまいります。

また、地産地消については、地場産品の購入機会を増やすため、市のＳＮＳなどを活用した情報発信に努めてまいります。

森林保全と林業の振興

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制などの多面的機能を有する重要な社会インフラと捉え、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採、植林を計画的に進めることで、自然環境と市有財産の保全ならびに有効活用に努めてまいります。

また、私有林（わたくしゆうりん）についても、森林経営管理制度を運用し、適切な森林管理を推進するとともに、森林所有者の負担軽減を図るため、国や北海道の補助制度を活用し、関係機関と連携した計画的な森林整備を推進してまいります。

さらには、森林環境譲与税を活用し、森林整備の推進に必要な林業機械の導入や人材育成・担い手確保などへの支援を継続してまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業振興条例に基づく各種支援については、これまでの事業効果や事業者ニーズを踏まえ改正し、中小企業の経営基盤の強化、地域経済の活性化を進めてまいります。

特に創業支援に注力するとともに、中心市街地への誘導を図ることにより街なかの賑わい創出を目指してまいります。

名寄市電子地域通貨Ｙoroca（よろか）については、多くの市民の皆様にご利用いただいており、さらなる利用拡大による経済の地域内循環を目指し、事業運営者と連携し取り組んでまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、依然として求職者数に対し求人数が上回る状況や求人と求職のミスマッチなどが継続しています。

喫緊の課題である人材確保については、名寄市雇用促進協議会を

中心に、市内企業の情報を発信するポータルサイトの開設や中高生を対象とした職業体験および企業説明会の開催、人材開発センターにおける、職業訓練や各種講習の開催など、関係団体と連携し人材確保・育成に向けた各種取組を展開してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画（第２次）に基づき、本市の豊かな自然を活用したアウトドア観光を振興していくため、地域おこし協力隊制度を活用したアウトドアガイドの育成および体験型観光商品の確立やスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大を目指した取組を進めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、観光関連の団体や事業者などで構成する、名寄市観光振興計画（第３次）策定委員会を設置し、次期計画の策定を進めてまいります。

ピヤシリスキー場については、未圧雪コースやツリーランコースの整備により、インバウンド利用者が増加傾向にあります。引き続き利用者の利便性・安全性の向上や、ニーズに合わせたきめ細やかな商

品・サービスの提供を進め、さらなる利用者の拡大を目指してまいります。

“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり“

幼児教育の充実

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各事業者への支援を充実させることで安定した運営を確保し、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

また、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりと、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

高等学校教育の充実

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

市内唯一の高校となった名寄高等学校が、中学生やその保護者から選ばれる魅力ある学校となるよう、名寄市高等学校学習教材支援事業や名高アオハル応援事業などの支援を継続してまいります。

また、北海道教育委員会や学校運営協議会などと連携・協働し、同校の魅力の向上を図るとともに、地域と一体となった学校づくりに

向け支援してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

昨年度受審した、学校教育法に基づき文部科学大臣の認証を受けた評価機関による大学機関別認証評価において、本学は大学評価基準を満たしているとの評価結果をいただきました。

総評においては、優れた点として、コミュニティケア教育研究センターを中心とした援農有償ボランティアや子ども支援プロジェクトをはじめ、地域と連携・協働しながら地域課題に資する教育研究活動について高い評価をいただいた一方で、教育課程における学修方法・学修過程および学修成果の評価のあり方や、多様な学生を適切に評価できる入学者選抜のあり方の明示については、改善を要するとの指摘を受けました。

このほか、内部質保証の充実をはじめ、教員組織・事務組織に関する事項や研究成果の創出など、さらなる進展が望まれる事項が挙げられています。本年度は、これら教育研究の質の保証と水準の向上に向けた取組を進めるとともに、より高度で専門的な教育研究の充

実・発展を図るため、大学院設置に向けた検討を進めてまいります。

少子化が急速に進む中、今後も地域に根ざした教育活動の展開や、本学の特色や魅力、専門性を活かした学びの提供に努め、学生から選ばれる大学として学生確保に取り組んでまいります。

次に、名寄市立大学の法人化について申し上げます。

昨年度、名寄市立大学在り方検討委員会答申および市議会において設置いただいた名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の報告に基づき、昨年10月に総合政策部に大学法人化準備室を設置するとともに、本年4月には大学事務局に法人化準備担当を配置して準備を進めています。

引き続き、名寄市立大学法人移行推進委員会において、名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持・発展していくため、法人の骨格となる定款や中期目標などについて、有識者をはじめ委員の方々に検討・協議を行っていただくとともに、市議会においても適宜情報共有を図り、令和9年4月の公立大学法人への移行を目指してまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

昨年度設立しました「Ｎスポーツコミッションなよろ」を核として、地域課題の解決とスポーツによる活力あるまちづくりを本格化させてまいります。

本年５月に策定しました「名寄市スポーツ推進計画」に基づき、同組織が実行の中核となり、笹川スポーツ財団が提言する「アクティブシティ」の推進役として、名寄市立大学と連携し、全国的なモデルケースとなることを目指してまいります。これにより、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

また、同組織が中心となって推進するスポーツ合宿事業については、本市の強みである恵まれた冬季スポーツ環境を最大限に活かしつつ、日進地区をはじめとする既存施設を有効に活用し、夏季における合宿誘致の強化を図ってまいります。

スポーツ施設の管理運営については、既存施設の維持管理を強化し、快適で安全なスポーツ環境を提供してまいります。さらに、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、社会情勢や市民ニーズの変

化を踏まえ、施設のあり方を検討してまいります。

これらの取組を通じて、市民の皆様が健やかに暮らし、スポーツでつながるまちづくりを目指してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、ならびに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和８年度の市政執行方針といたします。